平成２２年（フ）第４２８号
熊本市馬渡２丁目９番27号
破産者　山中　英生
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５９９号
熊本市保田窪３丁目10番17号
破産者　甲斐　輝彦
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６１２号
熊本市健軍２丁目６番11号
破産者　河邉　尚子
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３９号
熊本県菊池市重味144番地
破産者　石橋　吉秀
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２２年（フ）第５１号
熊本県天草市深海町4920番地
破産者　友田　孝則
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２１年（フ）第４７８号
宮崎県東諸県郡国富町大字三名2621番地６
住居型有料老人ホーム　さくらの里、開始決定時の住所宮崎県東諸県郡国富町大字本庄11886番地１
破産者　谷山　憲男
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３０９号
沖縄県那覇市字古島507番地　パークサイドイサム303
破産者　照屋　　清
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１６２号
宮城県加美郡加美町字一本杉514番地１
破産者　加藤　繭見
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
秋田県能代市花園町22番６号　樹荘１号
破産者　鵜木　敏雄
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第３６号
秋田県能代市字寿域長根31番地57
破産者　長岡　洋市
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第２３３号
山形市若葉町７番36号　みなか荘202号
破産者　大沼新之助
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５１３号
名古屋市緑区桃山２丁目141番地　アドザックス桃山Ｃ棟201号
破産者　中山　敏之
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１８４号
愛知県半田市乙川新町２丁目27番地
破産者　竹内　秀子
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８１号
大阪市城東区鴫野西３丁目６番Ａ―807号
破産者　河本　亘史
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０１号
堺市中区東山1095番地１、開始決定時の住所堺市中区辻之1160番地28
破産者　岡田　良一
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４９４号
堺市堺区田出井町１番２―3601号
破産者　西村　修治
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７５４号
大阪府大阪狭山市狭山３丁目2436番地の９302号、前住所堺市東区北野田1077番地1701号
破産者　松前久美子
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係